

本郷ふじやま公園弓道場特記仕様書

1 概要

所在地	栄区中野町56		
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	平成12年に完成した近的用の弓道場です。指定管理区域は本郷ふじやま公園弓道場のみで本郷ふじやま公園は栄土木事務所が管理を行っています。また、本郷ふじやま公園内に所在する古民家(旧小岩井家住宅)は別の指定管理者(本郷ふじやま公園運営委員会)が管理運営をしています。 平成7～11年度 本郷ふじやま公園整備		
面積	463.37㎡(施設面積㎡) 射場98.2㎡、事務所7.5㎡、更衣室18.2㎡		
有料施設	利用対象施設	弓道場	
	面数	近的場	
	現行の利用料金	1人1時間130円 団体貸切平日午前2,700円、午後4,200円 団体貸切日曜日及び休日午前4,200円、午後6,600円	
	開場期間	通年(開場時間9:00～18:00)	
	休場日	年末年始期間(12/29～1/3)	
	弓道場施設概要	近的場、作業室、看的場(左右)	
付帯設備	弓道場		
電気設備等	1 施設概要 (1) 構造 鉄筋コンクリート造 (2) 施設 近的(28m 的5基) 2 電気設備、機械設備の概要 (1) 消防設備 3 電気・機械設備点検・修理項目 (3) 消火器点検		

2 電気・機械設備点検・修理項目

点検	消防設備	定期点検	法定点検	2回/年
----	------	------	------	------

3 特記事項

(1) 指定管理者制度による公園の管理運営について

指定管理者制度は総務省が「単なる価格競争による入札とは異なるものである」と明言しているとおり、委託契約の延長ではなく、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を達成するものです。

ただ単に公募条件を満たす管理運営だけを実施するのではなく、指定管理者のアイデアやノウハウを活用し、指定管理者ならではの管理運営を実現してください。

(2) 各年度の事業計画書及び事業報告書の公表について

横浜市ではすべての指定管理者制度導入施設で事業計画書及び事業報告書の公表を義務付け

ています。指定管理者は、各公園緑地事務所と事前協議を行った事業計画書及び事業報告書をPDF化し、南部公園緑地事務所に提出してください。南部公園緑地事務所のホームページにて公表します。

なお、設置管理許可制度による施設運営に関する事業は記載しないでください。

(3) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を南部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、南部公園緑地事務所から通知します。

(4) 人員体制について

指定管理者職員の労務環境や業務効率性を考慮し、公園を統括し予算や提案事業を含めた業務全般を指揮監督する統括施設長1名及び副施設長を必ず配置し、提案書には実際の人員配置を必ず明記してください。

(5) 物品の販売等の自主事業については、事前協議において別に設置許可を受ける必要はなく、指定管理区域内の指定管理事業として整理をします。その場合は南部公園緑地事務所から承認を受けるのみで実施可能です。

(6) 月報や四半期報の提出期限については、翌月30日までとします。必ず提出期限内の提出をしてください。期限までに書類の提出がない場合、実績評価での減点対象となります。

(7) 事業計画書の提出期限を事業開始年度の前年1月31日までとします。それ以後、提出された事業計画書の事前協議を必ず南部公園緑地事務所と実施し、確定次第PDF化したものを提出してください。

(8) 事業報告書の提出期限については事業終了年度の翌年5月31日までとします。こちらも事業計画書と同様の対応をお願いします。なお、3月決算以外の指定管理者の場合には南部公園緑地事務所と協議をして、提出日を定めてください。

(9) 弓道場について

現指定管理者が実施している管理運営水準を維持し、管理運営事項や保険加入や安全対策も同水準としてください。

(10) 弓道場は会員制での施設運営はできません。多くの市民が公平公正に利用できるよう、ビジター制での運営を行ってください。

(11) 弓道指導のため、6段以上の資格を持つ者を1名以上配置してください。

(12) 弓道の指導者は神奈川県弓道連盟に所属していることを条件とします。

(13) 神奈川県弓道連盟との連携が運営をしていくにあたり必須となっております。指定管理者は連携を密に図る管理運営体制を提案してください。

(14) 弓道場敷地内の植栽から発生するせん定枝等については、資源化・再利用に努め、焼却ごみの減量化を図り、弓道場から発生したゴミは分別収集し、事業系ごみとして処分してください。

また、競技者の視点に立ち、弓道場の清掃を行い、近的・遠的の張替えと添え付け、矢道（芝生を含む。）、矢取り道、それら周辺の清掃、草刈、灌水を実施してください。

(15) 弓道場も横浜市主催事業及び共催・後援事業（市民大会等）による優先利用の対象となります。詳細は指定管理者に開示します。

(16) 本郷ふじやま公園について

公園本体は栄土木事務所が管理し、公園内にある文化体験施設は別の指定管理者が管理運営をしています。また駐車場は公益財団法人横浜市緑の協会が管理しています。公園を利用する利用者が快適に公園をお使いいただけるよう、相互に連携し公園の魅力向上や利用者の利便性向上を念頭に業務を実施してください。

(17) 電気・機械設備の管理について

指定管理者にて「2 電気・機械設備点検・修理項目」により点検及び修理を実施してください。なお、点検報告書は点検後速やかに管理部署まで電子データで提出してください。

4 課題等（様式24記載事項）

- (1) 弓道場の管理運営をするにあたり、弓道の普及啓発の取組も必要となってきます。普及啓発に係る取組を提案してください。
- (2) 園内の本郷ふじやま公園の古民家や、本郷ふじやま公園との連携による、管理運営の充実について、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。
- (3) 指定管理区域内に公園の利便性向上や魅力向上を目的として、設置許可が必要な施設を設置することを応募団体が考えている場合は、提案書に記載をしてください。ただし、法令等によって設置ができない場合がありますのでその点ご了承ください。
- (4) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

※災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策、維持管理等については、該当する様式に必ず提案をしてください。